

# 井ノ口小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定

平成 30 年 3 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 7 年 4 月改定

安芸市立井ノ口小学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

一人でも多くのいじめから子どもを救うためには、まわりの大人一人ひとりが、「いじめはいかなる理由があろうとも絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめを克服していかなければならない。

また、いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。いじめを生まない学校・学級づくりを推進するとともに、いじめの被害者や加害者になることを恐れて人とふれ合うことに萎縮したり、躊躇したりすることなく、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「志」や「夢」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校教育を進めなければならない。

そこで、井ノ口小学校におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するため、国の「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）、国及び高知県・安芸市の「いじめ防止基本方針」を受け、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「井ノ口小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という）改定した。

## 1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝

罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

なお、いじめかどうかの判断は、担任などの限られた教職員だけで判断するのではなく、法第 22 条で示されている「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）で判断する。

## 2 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

法第 22 条により、本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織「学校いじめ対策組織」を以下の通り置くものとする。

### (1) 組織の主な役割

- ①いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ②いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ③事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ④いじめられた児童に対する支援・いじめた児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- ⑤学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ⑥学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ⑦いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・検証・修正

### (2) 基本構成員と役割

学校長	基本方針の策定指針、重大事態への対応、市教委への報告
教頭	校長の補佐
生徒指導担当	生徒指導の観点からの実態把握・対応
特別支援コーディネーター	特別支援教育の観点からの実態把握、対応
不登校担当者	不登校対応の観点からの実態把握、対応
各ブロック代表	ブロック代表としての実態把握・対応
養護教諭	健康面等の専門的立場からの実態把握・対応
スクールカウンセラー	専門的立場からの助言・指導、カウンセリング
該当担任	担任の立場からの対応

### (3) 組織体制の構築と機能

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織や職員会で日頃から情報を共有し、組織的に対応する。

加えて、教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取組でいけるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。組織的に取組を実行できているかについてチェックリストで点検し、結果を共有し、改善を図っていくようにする。

## 3 いじめ未然防止のための取組

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要であり、次の重点項目を中心に、人権教育と特別支援教育を基盤とした学校経営を推進する。

- (1) 温かい学級づくり
  - 人権教育と特別支援教育を基盤とした安心安全な学級づくりの推進
  - 温かい人間関係づくりの構築
- (2) 児童の豊かな心を育む教育の推進
  - 「志」や「夢」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進
  - 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進
  - ソーシャルスキルトレーニングの推進
  - 情報モラル教育の充実
  - 人権感覚を育む人権教育の推進
- (3) 児童一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進
  - 学校経営に生徒指導の三機能を位置づけた取組の推進
  - 児童の主体的な活動の推進
  - 縦割り班活動及び異学年交流の充実
- (4) 教職員の資質能力の向上
  - 校内研修の実施の促進
    - 年に複数回、全ての教職員がいじめ防止基本法の内容を理解するとともに、いじめに対する認知力・対応力向上を学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する
  - 特別な支援を要する児童に対する指導のあり方についての理解
    - 年に複数回、全ての教職員が特別な支援を要する児童への理解を深め、具体的支援について学ぶ校内研修を実施する。
- (5) 児童がいじめ問題を自分事として議論する場の設定
  - 「いじり」と「いじめ」の授業を道徳で実施
    - 児童一人一人がいじめ問題を自分事として議論をできる導入学習として学級で行う。
  - 「いじめ0作戦」の提案
    - どうしたらいじめがなくなるか各学年で考えたことを代表委員会へ出す。→代表委員会で話し合う。→「いじめ0」にするために全校で取り組む。→学期に1回振り返りをする。

#### 4 いじめ早期発見のための取組

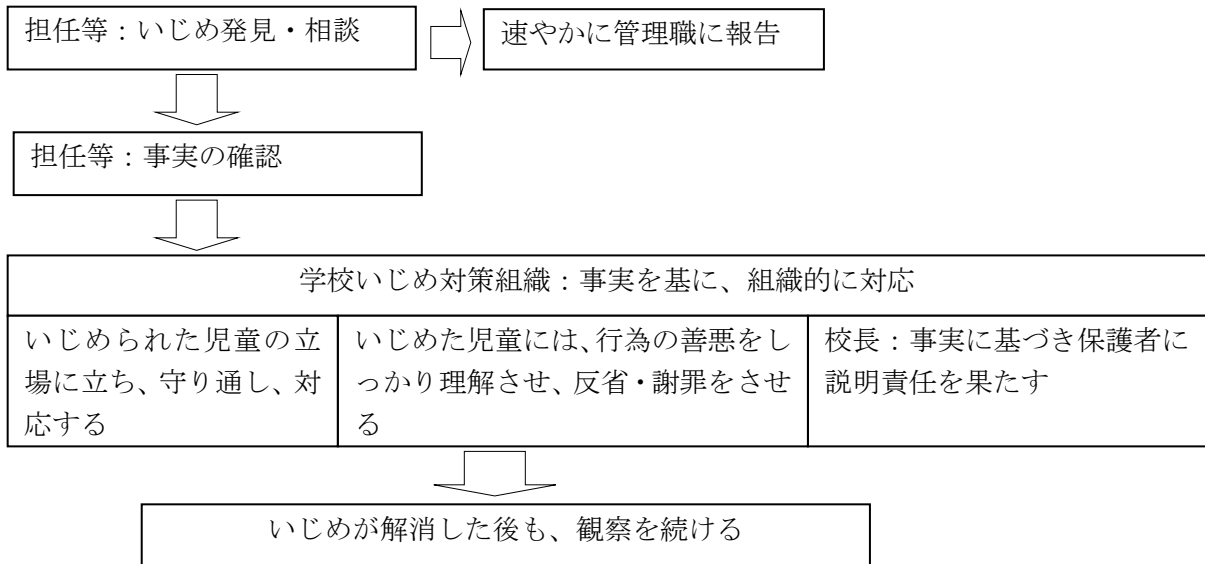
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、情報を共有することが大切である。いじめの積極的な発見のための重点的な取組項目は以下の通りである。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(きもちメーターの活用、学校生活アンケートなど定期的な調査、個別面談、生活ノート等)
- (2) 子どもの行動を注視する。
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話、家庭訪問、PTAの会合等)
- (4) 教育相談体制の充実(校内支援委員会、スクールカウンセラーの活用)
- (5) 地域、関係機関と日常的に連携する。(学校運営協議会、PTA、関係機関等)
- (6) インターネットの情報を入手する。(関係機関との情報共有、情報モラル研修)

#### 5 いじめ事案対処への取組

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応するとともに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応するようにする。いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼をおいた指導を行うようにする。

(1) いじめ事案対処フローチャート



\*法を犯す行為に対しては、早期に市教育委員会及び警察等に相談して協力を求める。

(2) 記録の共有

いじめの事実を客観的に記録するとともに対応等の経過を時系列に記録し組織で共有する。

① いじめの状況

事実の有無、いじめの態様、いじめた児童・保護者の状況、いじめのきっかけ、発見のきっかけ等

② 対応

いじめられた児童・いじめた児童・保護者への対応、市教委等への報告、再発防止のための対策等

4 重大事態への対応

学校の設置者又は学校による調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

① 重大事態の発生と調査

<p>(学校の設置者又はその設置する学校による調査)</p> <p>第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>
---

## ア 重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校を設置した教育委員会等又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、各学校は教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

## ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うにあたっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとられるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該子どもに対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会等の学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会等の学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会等の学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

## エ 調査を行うための組織

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である。したがって、教育委員会が調査主体となる場合、法第 14 条第 3 項において教育委員会に平時より設置されているいじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織である附属機関が調査を行うための組織となる。

また、学校が調査の主体となる場合、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

## オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どのようなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や子どもとの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り網羅的に明

確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会等の学校の設置者及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

- a いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合
- いじめられた子どもからの聴き取りを十分に行うとともに、在籍している子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。
- その際、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とする。
- また、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めるとともにいじめられた子どもの事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- さらに、教育委員会等の学校の設置者がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。
- b いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合
- いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

#### (自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族側と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- 情報発信・報道機関への対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があること等を踏まえ、WHO(世界保健機構)による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

#### カ 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、在校生や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。教育委員会等の学校の設置者又は学校は、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及びプライバシー保護の配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた子どもに対して出席停止の措置を行った場合には、

出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめた子どもの立ち直りを支援する。また、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

- いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

## ② 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査結果に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた子ども及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、いじめられた子ども及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で行う。

その際、他の子どものプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケートの結果については、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

## いじめ防止年間計画

	学校いじめ対策組織の取組	いじめ防止に関連する主な教育活動
4月	○基本方針の共通理解、児童生徒理解 (組織職員会) ○基本方針の説明(学校だより)	・学級開き ・スタートカリキュラム1年 ・家庭訪問・面談週間 ・縦割り掃除開始 ・地区児童会 ・ハッピースマイル運動(毎月20日)
5月	○基本方針の説明(PTA総会資料) ○「いじり」と「いじめ」の授業の教材研究	・春の遠足 ・ミニデイ(年間6回) ・参観日・PTA総会・学級懇談 ・宿泊学習5年 ・ハッピースマイル運動
6月	○学校生活アンケート実施・分析 ○基本方針の説明(民生児童委員との情報交流会、開かれた学校づくり推進委員会) ○校内研修(特別支援教育・児童生徒理解)	・参観日・学級懇談 ・人権体験学習4・5年 ・修学旅行6年 ・ハッピースマイル運動
7月	○校内研修(いじめ・児童生徒理解) ○「いじめ0作戦」の計画	・参観日・保護者面談 ・ハッピースマイル運動
8月		
9月		・ハッピースマイル運動 ・「いじり」と「いじめ」の授業実施 ・「いじめ0作戦」の提案
10月		・運動会 ・ハッピースマイル運動 ・「いじめ0作戦」議論(代表委員会)
11月	○学校生活アンケート実施・分析	・人権体験学習1・2・3年 ・参観日・人権講演会 ・ハッピースマイル運動 ・「いじめ0作戦」取り組み
12月	○校内研修(特別支援教育・児童生徒理解) ○学校評価アンケート実施・分析	・参観日・保護者面談 ・ハッピースマイル運動 ・「いじめ0作戦」振り返り
1月	○報告・評価・協議(学校運営協議会・開かれた学校づくり推進委員会)	・ハッピースマイル運動
2月	○報告・評価・協議(民生児童委員との情報交換会)	・参観日・学級懇談 ・ハッピースマイル運動 ・人権体験学習6年
3月	○基本方針の見直し・修正	・ハッピースマイル運動 ・「いじめ0作戦」振り返り



## 学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

### 1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
学校づくり・授業づくり	児童生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての児童生徒が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	児童生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
	生徒指導の視点を大切にされた授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	児童生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
	教師の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1

### 2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートなどを活用し、児童生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、「学校いじめ対策組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	児童生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
	いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
いじめの対応等	いじめた生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1

### 3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4	3	2	1
児童生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4	3	2	1
P T A 活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4	3	2	1